

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立高等学校) に係る個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府教育委員会は、大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府教育委員会

公表日

令和7年10月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立高等学校)
②事務の概要	<p>国公立高等学校等に在学する生徒の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機会均等を図るため、大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱に基づき、奨学のための給付金の支給を受けることができる。</p> <p>奨学のための給付金の支給を受けるためには、保護者等が大阪府内に在住し、生活保護制度における生業扶助受給世帯又は、道府県民税(地方税法(昭和25年法律第226号))の規定による都民税を含む。以下、同じ。)所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークを通じて照会し、支給判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①奨学のための給付金の受給を希望する保護者等からの、受給申請の受付(毎年度1回、通算3回(ただし、定期制、通信制の高等学校等に在学する生徒等については通算4回)) ②奨学のための給付金の受給を希望する保護者等からの、マイナンバーカード(通知カードも可。)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基に支給の決定 ⑥上記⑤の支給決定を受けた生徒の保護者等に対し、支給決定の通知及び給付額の支給</p>
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
奨学のための給付金個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項・別表123の項 ・番号法第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める政令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号)の表8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表169の項、第171条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪府教育庁施設財務課
②所属長の役職名	施設財務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066 大阪府教育庁施設財務課歳入グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪府教育庁施設財務課歳入グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢>			
判断の根拠		・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。				
9. 監査						
実施の有無		[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている]	<選択肢>			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられる対策		[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】		[十分である]	<選択肢>			
判断の根拠		① 次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修(おおむね1年ごと) ・特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・申請書類の回収にあたっている学校職員への研修				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	IV リスク対策 1 提出する個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 2 特定個人情報の入手目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 3 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務との紐づけが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 3 特定個人情報の使用権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 5 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	—	提供・移転しない	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	接続しない	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 8 監査 実施の有無	—	自己点検・内部監査	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 9 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事前	
令和5年7月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066 大阪府教育庁施設財務課歳入・会計指導グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁 電話番号:06-6944-6066 大阪府教育庁施設財務課歳入グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	大阪府教育庁施設財務課歳入・会計指導グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	大阪府教育庁施設財務課歳入グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	
令和5年10月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第2条別表第1の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第2条第3項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第6の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第7条第2項	事後	重要な変更ではないため 実態に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条別表第4の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第5条第2項	・番号法第19条第9号 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第6の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第7条第2項	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正
令和5年10月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月20日 時点	令和5年4月30日時点	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正
令和5年10月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月20日 時点	令和5年4月30日時点	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正
令和7年10月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第6の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第7条第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表123の項 ・番号法第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める政令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号)の表8の項	事後	法改正に伴う対応
令和7年10月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第6の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第7条第2項	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表169の項、第171条各号	事後	法改正に伴う対応
令和7年10月30日	IVリスク対策 8 人手を介在させる作業	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式改正に伴う追加
令和7年10月30日	IVリスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式改正に伴う追加